

# ◆令和5年度国保特別会計の決算見込みと財政分析

資料 1

区分		R 5 決算	R 4 決算	増減	増減率	増減理由	
1	国民健康保険税	現年課税分（当該年度に課税した収入額）	1,306,195,613	1,282,756,067	23,439,546	1.8%	1人当たり9.5%程度の増税を実施したが、加入者減により総額では、1.8%増。
		滞納繰越分（前年度以前の未納分の収入額）	62,557,879	47,954,499	14,603,380	30.5%	収納対策や徴収の推進により、収納額が回復、増加。
		計	1,368,753,492	1,330,710,566	38,042,926	2.9%	上記理由による増。
2	使用料・手数料	督促手数料（現在は廃止。廃止前の滞納分のみ60円を徴収）	10,740	8,640	2,100	24.3%	徴収推進により、古い年度の保険税収入が増加したことにより増。
3	国庫支出金	国からの交付金や補助金	166,000	0	166,000	皆増	出産育児一時金増額に対する補助、マイナ保険証推進に対する補助があったため。
4	県支出金	県からの交付金等（医療費の支出分＋特別交付金）	4,289,958,350	4,583,739,266	△ 293,780,916	-6.4%	加入者減により医療給付費総額の減少に伴う普通交付金の減。
5	財産収入（国保事業基金から生じる利子収入）	74,017	63,777	10,240	16.1%	利率が上がったことによる増。	
6	繰入金	一般会計（一般会計からの法定及び法定外繰入）	449,796,639	430,888,000	18,908,639	4.4%	増税に伴う低所得世帯軽減分「基盤安定繰入金」等の増。
		基金（国保事業基金からの取り崩し額）	151,075,000	264,610,000	△ 113,535,000	-42.9%	増税に伴う、赤字補填にあたる基金繰入金の減。
		計	600,871,639	695,498,000	△ 94,626,361	-13.6%	基金繰入の減少による減。
7	繰越金	昨年度からの繰越金	189,438,405	155,243,786	34,194,619	22.0%	一昨年よりも歳入総額－歳出総額が上回ったための増。
8	諸収入	延滞金、第三者行為の求償などの収入	32,884,095	24,801,717	8,082,378	32.6%	第三者納付金の収入増による。 R5:10,739,117円、R4:3,027,107円（7,712,010円増）
A：歳入総額 計		6,482,156,738	6,790,065,752	△ 307,909,014	-4.5%		

1	総務費	加入者への保険証交付や事務費	19,003,690	24,149,992	△ 5,146,302	-21.3%	加入者減による事務経費の減。
2	保険給付費	医療費	4,206,813,706	4,506,195,230	△ 299,381,524	-6.6%	加入者減による、医療給付費総額の減。
3	国保事業納付金	国保の財政運営を担う愛知県への納付金	1,875,549,882	1,829,780,801	45,769,081	2.5%	昨年度はコロナの影響が残り、医療給付費の見込みが少なかったため。
4	財政安定化基金拠出金		0	0	0	100.0%	両年度とも拠出はなし。
5	保健事業費	特定健診等の事業費	69,809,446	77,675,790	△ 7,866,344	-10.1%	加入者数の減少により、健診対象者が減ったための減。
6	基金積立金	基金への積戻し金	195,120,000	135,046,000	60,074,000	44.5%	前年度に繰出した基金の積戻し額が大きくなったための増。
7	公債費	公債を発行した場合の償還費用	0	0	0	100.0%	両年度ともなし。
8	諸支出金	保険税の歳出還付金等	12,736,624	27,779,534	△ 15,042,910	-54.2%	一般会計からの繰入金の前年度精算額が昨年度より少なかったための減。
9	予備費	緊急の時支出するもの	0	0	0	100.0%	両年度ともに執行なし。
B：歳出総額 計		6,379,033,348	6,600,627,347	△ 221,593,999	-3.4%	加入者減による歳出額の減。 R5末：11,726人、R4末：12,717人（△991人、△7.8%）	

A：歳入総額－B：歳出総額 （翌年度繰越額）		103,123,390	189,438,405	△ 86,315,015	-45.6%	
---------------------------	--	-------------	-------------	--------------	--------	--

## <単年度純歳入額の計算>

A	歳入総額	6,482,156,738	6,790,065,752	△ 307,909,014	-4.5%	
7	基金繰入金	151,075,000	264,610,000	△ 113,535,000	-42.9%	
8	繰越金	189,438,405	155,243,786	34,194,619	22.0%	
C：純粋な収入額 （A－7－8）		6,141,643,333	6,370,211,966	△ 228,568,633	-3.6%	

## <単年度純歳出額の計算>

B	歳出総額	6,379,033,348	6,600,627,347	△ 221,593,999	-3.4%	
5	基金積立金	195,120,000	135,046,000	60,074,000	44.5%	
D：純粋な歳出額 （B－5）		6,183,913,348	6,465,581,347	△ 281,667,999	-4.4%	

単年度収支 C－D		△ 42,270,015	△ 95,369,381	53,099,366	-55.7%	
-----------	--	--------------	--------------	------------	--------	--

※単年度収支＝（歳入総額－基金繰入－繰越金）－（歳出総額－基金積立金）

# ◆令和6年度の国民健康保険税課税状況（当初賦課）

資料2

令和6年度本算定	医療(基礎課税)分	後期高齢者支援分	介護納付金分	総合計	前年比	1人当たり	前年比
①所得割課税額	620,285,966	252,390,594	82,545,882	955,222,442	-4.2%	78,425	3.1%
②均等割課税額	356,630,400	143,236,800	45,017,280	544,884,480	15.8%	44,736	24.6%
③平等割課税額	187,466,650	68,055,120	23,366,000	278,887,770	-5.2%	22,897	2.1%
④課税額 小計 ①+②+③	1,164,383,016	463,682,514	150,929,162	1,778,994,692	1.0%	146,059	8.6%
⑤7.5.2及び未就学児軽減額	136,114,521	52,794,636	15,803,480	204,712,637	6.3%	16,807	14.4%
⑥限度超過額	81,534,326	36,373,142	14,825,124	132,732,592	13.4%	10,898	22.0%
⑦月割減額(後期移行者) など	58,577,869	23,297,636	6,200,558	88,076,063	0.9%	7,231	8.6%
⑦〃未就学児均等割減額再掲	1,676,280	673,260		2,349,540	-3.6%		
⑦〃産前産後軽減額再掲	112,433	45,478	784	157,911			
⑧減額 小計 ⑤+⑥+⑦	276,226,716	112,465,414	36,829,162	425,521,292	7.2%	34,936	15.4%
⑨課税総額 ④-⑧	888,156,300	351,217,100	114,100,000	1,353,473,400	-0.9%	111,123	6.7%
参考 賦課日 (6/1)加入者				12,180	-7.1%		

令和5年度本算定	医療(基礎課税)分	後期高齢者支援分	介護納付金分	総合計	前年比	1人当たり	前年比
①所得割課税額	647,691,756	263,541,851	86,143,141	997,376,748		76,095	
②均等割課税額	310,635,900	122,681,520	37,365,000	470,682,420		35,911	
③平等割課税額	198,021,950	71,886,960	24,136,000	294,044,910		22,434	
④課税額 小計 ①+②+③	1,156,349,606	458,110,331	147,644,141	1,762,104,078		134,440	
⑤7.5.2及び未就学児軽減額	129,132,420	49,334,076	14,085,420	192,551,916		14,691	
⑥限度超過額	66,149,103	37,451,430	13,462,797	117,063,330		8,931	
⑦月割減額(後期移行者) など	57,554,883	22,399,525	7,309,124	87,263,532		6,658	
⑦〃未就学児均等割減額再掲	1,736,025	701,532		2,437,557			
⑧減額 小計 ⑤+⑥+⑦	252,836,406	109,185,031	34,857,341	396,878,778		30,280	
⑨課税総額 ④-⑧	903,513,200	348,925,300	112,786,800	1,365,225,300		104,160	
参考 賦課日 (6/1)加入者				13,107			

# ◆市町村国保特別会計への負担金や交付金について

資料3

## (1) 国からのもの

名称	根拠法令	補助対象	補助率	R5決算
国民健康保険基盤安定制度負担金	72条の3, 4			60,417,193
保険者支援分		1人当たり平均保険税の一定割合	1/2	60,417,193

## (2) 県からのもの

名称	根拠法令	補助対象	補助率	R5決算
国民健康保険基盤安定制度負担金	72条の3, 4			182,017,056
保険税軽減分		低所得世帯への保険税軽減額	3/4	151,808,460
保険者支援分		1人当たり平均保険税の一定割合	1/4	30,208,596
保険給付費等交付金（普通交付金）	国保法 75条の2	療養の給付等に要する費用	10/10	4,183,480,350
保険給付費等交付金（特別交付金）		市町村の実情に応じた財政調整機能		106,478,000
国特別調整交付金分		特別な事情がある場合	9%	19,766,000
県繰入金分		特別な事情がある場合	9%	51,492,000
保険者努力支援交付金分		医療費の適正化に向けた取組等への交付	10/10	21,634,000
特定健康診査等負担金分		特定健診・保健指導経費（国単価）の実績	2/3	13,586,000

## ◆ 令和6年度 今後の協議会日程（予定）

- 第1回：令和6年7月11日（木）
  - ① 令和5年度決算見込み、分析結果について
  - ② 令和6年度当初課税状況
  - ③ 今後の日程について
  
- 市長より諮問 8月初旬に設定
  
- 第2回：10月中旬：10日（木）
  - ① 国民健康保険税率（激変緩和案）について
  - ② 子ども・子育て支援金分の創設について
  
- 第3回：11月下旬：28日（木）
  - ① 愛知県の示す令和7年度の納付金額仮算定結果について
  - ② 税率改定について
  - ③ 答申案について
  
- 第4回：12月中旬（予備）
  - ① 答申案の最終協議・決定
  
- 運営協議会より市長へ答申（令和6年12月下旬～7年1月上旬）  
会長から市長へ答申
  
- 第5回：令和7年2月初旬：6日（木）
  - ① 答申について（会長より報告）
  - ② 愛知県の示す令和7年度の納付金額本算定結果について
  - ③ その他 税制改正等について

## ◆健康保険における「子ども・子育て支援納付金」の徴収について

### 【概要】

令和6年6月12日、「子ども子育て支援法等の一部を改正する法律」が公布されたことにより、国民健康保険税においても令和8年度から新たに「子ども・子育て支援納付金」分を賦課・徴収することになる。

### 【支援金の概要】

改正法中の第3節が「子ども・子育て支援納付金の徴収等」に充てられており、それによると、現在の「後期高齢者支援金」と同様の方法になると考えられる。

1年間に必要な支援金額を決定し、健康保険ごとに按分し、それを加入者数で除して1人当たりの納付金額を決めて、都道府県単位で納付する。

市町村は、加減算を加味し計算された「国保事業費納付金（子ども・子育て支援納付金分）」を支払うこととなる。

### 【負担額の概算】

子ども家庭庁の試算によると、令和8年度の1人当たり負担は、月額250円、年間で3,000円となっている。

9年度は、月300円（年額3,600円）、10年度には、月400円（年額4,800円）になるとしている。

当市に当てはめると、概算ではあるが1人年間3,000円×12,000人＝3,600万円となる。

これは、現在の総課税額が13億円ほどであることを考えると、大体3%程度の増税となる。

政府は、所得が増えたり減税があったりで、実質的には負担は増えないとしているが、課税額としては確実に増えることとなる。